

兵庫県立大学先端医療工学研究所規程第9号  
兵庫県立大学先端医療工学研究所教員評価委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学先端医療工学研究所の教員に対する部局個人評価を行うために設置する先端医療工学研究所教員評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定める。

(業務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 部局の評価基準の策定
- (2) 所属の教員に対する評価
- (3) 部局長に対して評価結果にかかる不服申立てがあった場合における再審査・評価

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 先端医療工学研究所長
- (2) 所長が指名する教員若干名

(任期)

第4条 第3条第2号に定める委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 前項に規定する委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、所長が指名した者をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の3分の2の出席がなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員長が評価に必要があると認めた場合は、委員会の同意を得て、当該教員を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、先端医療工学研究所に係る事務組織において行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和5年5月10日から施行する。

2 この施行後最初の委員の任期は、委員会規程第4条第1項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。